

鳥取信用金庫 創立70周年記念ハワイ積立

取扱期間 平成**30**年**7**月～

募集対象 **法人・個人のお客様**

毎月**2万円**以上
(**24**回積立)
便利な口座振替で！

ワイキキビーチとダイヤモンドヘッド©新日本観光センター

- | | |
|-----------------|---|
| ■商品名 | スーパー積金 |
| ■お利息 (給付補填金) | <ul style="list-style-type: none">・ご契約時の当金庫の店頭表示金利を適用し、満期日まで適用します。・お利息（給付補填金）は、定期積金規定に定める方法により計算します。・お利息（給付補填金）には、20.315%の税金がかかります。・法人の方は、総合課税となります。 |
| ■満期日以後利息 | <ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 |
| ■手数料等 | <ul style="list-style-type: none">・定期積金のご契約時に手数料及び旅行代金の申込金は、必要ありません。 |
| ■その他 | <ul style="list-style-type: none">・ご契約の方に、優先的に旅行のご案内をさせていただきます。 |

旅行実施予定時期 **2020年10月～11月**

旅行案内 **2020年4月頃**

募集人員 **60名（先着順）**

※窓口にて定期積金規定及び商品説明書をご用意しています。
※詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

| | |
|----------------------|---|
| 名 称 | 創立 70 周年記念ハワイ旅行積立 |
| 募 集 期 間 | 平成 30 年 7 月 17 日～平成 30 年 12 月 28 日 |
| 募 集 口 座 数 | 1,000 口座 |
| お 預 け いただける方 | 当金庫の営業区域内にお住まいの個人の方（法人も可） |
| 預 入 期 間 | 24 ヶ月 |
| 預 入 金 額 | 掛込額 20,000 円以上を、毎月掛け込んでいただきます。 |
| 払い戻し方法 | 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。 |
| 利 息 (給付補填金) | (適用金利) スーパー積金の店頭表示金利を適用し、満期日まで適用します。 |
| | (支払方法) 給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。 |
| | (計算方法) 給付補填金は、付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算します。 給付補填金には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。※国税には、復興特別所得税が含まれます。 法人の方は、総合課税となります。 |
| 預 入 方 法 | 原則、普通預金からの自動振替による預入とします。 |
| 中 途 解 約 の お 取 扱 い | 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合、解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合、約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。) |
| 金 利 情 報 の 入 手 方 法 | 店頭、ホームページに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。 |
| 預金保険の適用 | 預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 詳しくは、店頭掲示のポスターをご覧ください。 |
| 苦 情 処 理 措 置 | 本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客様相談窓口（9 時～17 時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。 |
| 紛 争 解 決 措 置 | 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 |